

東京海洋大学朋鷹寮北寮自治会規約

第1章 総説

- 第1条 本自治会は東京海洋大学朋鷹寮北寮自治会と称し、東京海洋大学朋鷹寮北寮に住まう全ての寮生をもって構成する。
- 第2条 本自治会は寮生の自治の精神に基づいて運営され、寮生活の向上と、寮生の総意の実現を目的とする。

第2章 機構

第1節 寮生

- 第3条 本自治会の加入は全ての寮生の権利、且つ義務とする。
- 第4条 寮生は入寮後直ちに本自治会に加入しなければならない。
- 第5条 第4条により、これ以降本規則において寮生を寮自治会員と同等に扱う。
- 第6条 寮生は本規約に違反せざる限り、学年、学籍、性別、人種、国籍等に関わらず平等の権利を有し、且つ義務を負う。
- 第7条 寮生が退寮する際、自動的に本自治会からも脱退するものと扱う。

第2節 会議

- 第8条 本自治会の運営のため、北寮（男子寮）には以下の機関をおく。
- ①北寮寮生大会 ②フロア会議 ③寮委員会 ④会計監査委員会 ⑤選挙管理委員会
⑥臨時専門委員会

寮生大会

- 第9条 北寮寮生大会は北寮自治会において最高意志決定機関であり、当該寮の全ての寮生をもって構成し、寮生は本大会に出席する権利と義務を有する。
- 第10条 北寮寮生大会では議長1名、副議長1名、書記2名を置く。
- 第11条 議長は5月に後期寮生大会を、11月に前期寮生大会を招集しなければならない。
- 第12条 後期寮生大会を招集する際、議長は14日前までにこれを告示し、議事進行に必要な資料を当該寮全ての寮生に配布しなければならない。なお、この資料を寮生新聞と称する。
- 第13条 議長、副議長、書記、寮委員は、寮生新聞を共同で製作しなければならない。
- 第14条 議長は次の場合、14日以内に臨時北寮寮生大会を召集しなければならない。
- ①北寮寮委員長からの要請があったとき。
②寮委員の3分の2以上の要求があったとき。
③フロア会議において、臨時北寮寮生大会開催請求が2箇所以上で議決されたとき。
④当該寮生の4分の1以上の署名による要求があったとき。
- 第15条 議長は、南寮委員会からの要請を受けた場合、北寮臨時寮生大会を北寮南寮特別合同臨時寮生大会に変更して召集することが出来る。
- 第16条 北寮寮生大会は当該寮生の3分の2以上の出席で成立する。出席不可能な場合は所定の委任状を議長に提出しなければならない。なお、委任状数は大会成立を判断する際には出席者数に含む。

第 17 条 議決は多数決を取り、賛否同数の場合は議長が決定する。なお、委任状数は採決時には出席者数に含まない。

第 18 条 以下の事項に関しては、北寮寮生大会の議決を得なければならない。

- ①本自治会規約の改正 ②公選された役員の罷免
- ③その他寮の生活に関する重要事項

フロア会議

第 19 条 フロア会議は寮生大会を補完する議決機関であり各階での議決を集約して当該寮生の総意とすることが出来る。

第 20 条 フロア会議は階長がこれを収拾し、議事を司る。

第 21 条 フロア会議は定期的に行なわれなければならない。なお、これを定期フロア会議と称する。

第 22 条 定期フロア会議の開催頻度については別に細則によって定める。

第 23 条 北寮寮委員長からの要請があったとき、階長は 7 日以内に臨時フロア会議を招集しなければならない。

第 24 条 階長は、フロア会議の議事録を作成し保管するとともに、議事結果を寮委員会に報告しなければならない。

第 25 条 フロア会議は当該寮生の 3 分の 2 以上の出席で成立する。

第 26 条 議決は多数決を取り、賛否同数の場合は階長が決定する。

第 27 条 以下の事項に関しては、フロア会議の議決を得なければならない。

- ①階長・副階長の罷免 ②臨時寮生大会開催請求
- ③査問請求 ④その他寮の生活に関する事項

寮委員会

第 28 条 北寮寮委員会は、執行部と各種寮係から構成される執行機関である。

第 29 条 北寮寮委員会の部局の構成ならびに業務分担等に関しては別に細則によって定める。

第 30 条 北寮寮委員会は定例会を開催し、そこでの重要決定事項をフロア会議に報告し、活動状況の周知に努めなければならない。

第 31 条 北寮寮委員会は月に 1 回以上南寮と合同懇談会を開催し、寮全体の調和に勤めなくてはならない。(東京海洋大学朋鷹南寮自治会規約第 25 条により、懇談会は毎週水曜 21 時と定める)

第 32 条 会計監査委員会は本自治会の会計監査を行う機関である。

第 33 条 選挙管理委員会は選挙の一切を司る機関である。

第 34 条 臨時専門委員会は北寮寮委員長の諮問機関で、北寮寮委員長が必要と認めた場合にこれを召集する。

第 3 節 役員

第 35 条 本自治会の運営のため、北寮に以下の役員を設ける。

- ①北寮寮委員長、副寮長 ②寮係長 ③議長 副議長、書記
- ④会計監査委員 ⑤選挙管理委員 ⑥階長、副階長

第 36 条 役員の任期は 6 ヶ月とし、前期 6～11 月、後期 12～5 月とする。

- 第 37 条 北寮寮委員長は直接選挙により 1 名選出し、対外的には南寮寮委員長と共に当該寮委員会の最高責任者としてその職務の完遂に務める。
- 第 38 条 副寮委員長は直接選挙により 1 名以上選出され、寮委員長を補佐するとともに、不在時にはその職務を代行する。また、北寮寮委員長が任期中退任した場合は後任者が選出されるまで代行する。
- 第 39 条 北寮寮委員長、副寮長は北寮寮委員会の執行部を構成する。
- 第 40 条 寮係長は直接選挙により各係 1 名ずつ選出され、係員を統率し各係の責任者を務める。
- 第 41 条 寮係員は直接選挙により各係につき一名以上選出され、係長の下で各係の実務を担当する。
- 第 42 条 議長は 1 名を選出され、北寮寮生大会を開催し議事を司る。
- 第 43 条 副議長は 2 名選出され、議長を補佐する。
- 第 44 条 書記は 2 名選出され、寮生大会議事録を作成して保管し、必要のあるときにはこれを公開する。なお、その保管場所は寮委員室とする。
- 第 45 条 会計監査委員は 2 名選出され、寮委員会に対して会計監査を行う。
- 第 46 条 選挙管理委員は直接選挙により 2 名選出され、寮内選挙の一切を司る。
- 第 47 条 階長、副階長はフロア会議において互選により 1 名ずつ選出され、当該階の代表者を務める。なお階長、副階長はその他の役員を兼務してはならない。
- 第 48 条 北寮寮委員長、ならびに北寮寮係員の定員に関しては、別に細則によって定める。

第 4 節 選挙

- 第 49 条 北寮は寮内委員選挙を 5 月末と 11 月末の 2 回実施し、寮委員を選出する。
- 第 50 条 選挙管理委員は次の事項を行う。
- ①選挙期日を決定し、その 2 週間前に公示する。
 - ②立会演説会を開催する。
 - ③選挙人名簿を作成し、公示後 3 日以内に公開する。
 - ④投票に立会い、開票作業を行う。
 - ⑤選挙結果を公開するとともに記録して保存する。
- なお、選挙管理委員会は自らが管理する選挙に立候補をしてはならない。
- 第 51 条 北寮寮委員長、副寮委員長の選挙は連立立候補制とする。
- 第 52 条 北寮寮委員長、副寮長以外の役員の選挙は通常の立候補制とする。
- 第 53 条 立候補者が定員に定数に満たない場合、選挙管理委員会の要請があれば、北寮寮委員長は立候補者を推薦することができる。なお、推薦を受けたものは選挙に必ず立候補しなくてはならない。
- 第 54 条 第 53 条の北寮寮務委員長の推薦に関しては、別に細則によって定める。
- 第 55 条 公示の 6 ヶ月前から入寮している寮生は、寮内選挙の選挙権、被選挙権を有する。
ただし、北寮寮委員長、副寮委員長の被選挙権は、寮委員を 1 期以上務めた経験を有するものに限る。
- 第 56 条 公選された役員に対して、北寮寮生大会において出席者の 3 分の 2 以上の不信任が決議された場合、10 日以内に改選されなければならない。
- 第 57 条 寮内選挙の投票と役員の選出に関しては別に細則によって定める。

第 3 章 運営

第 1 節 規律

- 第 58 条 寮生は互いに人格を尊重し、共同生活の自覚を失わぬように務めなければならない。
- 第 59 条 寮生の行為が他人または公共の施設に迷惑・危害を及ぼし、寮生活の秩序を乱す場合、寮委員長は所定の手続きによりそのものを対象にした査問会議を開催することが出来る。
- 第 60 条 第 59 条の査問会議に関しては、別に細則にとって定める。
- 第 61 条 寮生は所定の金額の寮自治会費、互助積立金を期日までに納入しなければならない。
- 第 62 条 寮自治会費は本自治会の管理運営に必要な経費に充てる。
- 第 63 条 寮自治会費の管理、監査については南寮とは独立して実施する。
- 第 64 条 寮自治会費の金額、徴収方法等については、別に細則によって定める。
- 第 65 条 互助会費は寮生の互助不要のために必要な経費に充てる。
- 第 66 条 互助積立金は一律 5 0 0 円を入寮時に徴収する。退寮時の返却は一切行わない。
- 第 67 条 互助積立金の管理、監査については南寮と共同で実施する。
- 第 68 条 互助積立金を使用する際は寮大会またはフロア会議で全寮生の 3 分の 2 以上の承認を得なければならない。
- 第 69 条 会計年度は 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までとする。
- 第 70 条 会計監査は前後期 1 回ずつ行い、前期は 5 月 1 日～10 月 30 日まで、後期は 11 月 1 日から 4 月 30 日までとする。
- 第 71 条 北寮寮委員長は会計監査委員の事前承認を経て、会計報告決算書を作成し定期寮生大会に提出して、出席者の 3 分の 2 以上の承認を得なければならない。

第 4 章 学生自治への協力

- 第 72 条 削除
- 第 73 条 削除
- 第 74 条 削除

第 5 章 補足

- 第 75 条 本規約の執行にあたって必要な事項は、細則を持ち調節を行う。
- 第 76 条 本規約の改正にあたっては、北寮寮生大会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得なければ成らない。
- 第 77 条 本規約細則の改正に当たっては、当該寮の北寮寮生大会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

細則

- 第 1 条 規約則は本則第 75 条に基づき、北寮寮委員会により北寮とその寮生に対して定められたものである。
- 第 2 条 規約則第 22 条に基づき、定期フロア会議の開催を、祝日を除く第 2、第 3 水曜日の 22 時 30 分よりと定める。
- 第 3 条 本則第 22 条、第 30 条、第 31 条に基づき、北寮寮委員会懇談会を祝日を除く毎週水曜日 21 時より開催される合同懇談会の後に開催する。
- 第 4 条 規約則第 29 条に基づき、寮委員会の部局の構成ならびに業務分について、次のように定める。
- ①執行部：北寮委員会を統率し、寮の代表として対外的な活動を行う

- ②総務係：車両入稿および寮施設の管理を行う。
- ③会計係：寮費、互助積立金の徴収と管理を行う。
- ④厚生係：清掃の実施と点検、清掃用具やごみ箱・ゴミ捨て場の管理を行う。
- ⑤文化係：寮生の親睦を深めるための行事を開催する。

第5条 規約則第48条に基づき、副寮委員長ならびに寮係員の定数をそれぞれ2名ずつと定める

第6条 規約則第54条に基づき、北寮寮委員長の行う候補者推薦について、以下のように定める。

(a) 北寮寮委員長、副寮委員長、寮係長を除く役員については、次点者を確保するために、候補者数が定数を超えるように調節する。

(b) 以下のものは推薦対象から除外する。

- ①留学生、大学院生、専攻科生、学部4年生
- ②公選対象の役員を3期以上務めた経験を有する者
- ③寮内選挙に3回以上立候補した経験を有する者

第7条 規約則第57条に基づき、寮内選挙と役員の選出について以下の通りとする。

(a) 北寮寮委員長、副寮委員長の投票は以下の通りとする。

①速記無記名

②最多得票候補の票数が有権者の3分の1以下の場合は上位2候補で決選投票を行いその多数を持って決定する。

③総得票数が有権者数の3分の2以上の場合はその投票を有効とする。

④得票数が同数の場合は決選投票を行い、その多数を持って決定する。

(b) 寮係長の投票は以下の通りとする。

①4名以内の速記無記名

②総得票数が有権者の3分の2以上の場合はその投票を有効とする。

③得票数が有権者の10分の1以下の場合は無効とする。

④得票数が多いものから順に本人の希望する係に当選とする。

⑤得票数が同数の場合は選挙管理委員長が抽選を行い決定する。

(c) 寮係員の投票は以下の通りとする。

①速記無記名

②総得票数が有権者数の3分の2以上の場合はその投票を有効とする。

③得票数が有権者の20分の1以下の場合は無効とする。

④得票数が多いものから順に本人の希望する係に当選とする。

⑤得票数が同数の場合は選挙管理委員長が抽選を行い、決定する。

(d) 議長・副議長・書記の選考は以下の通りとする。

本細則第5条(b)に該当する者のうち、寮委員でなく、また寮委員に立候補しない者から、該当者内での話し合いにより選考する。

(e) 会計監査・選挙管理委員の選出は以下の通りとする。

本細則第5条(b)に該当する者のうち、寮委員でなく、また寮委員に立候補しない者から、該当者内での話し合いにより選考する。

(f) 任期中に役員の欠員が生じた場合、以下の通りとする。

- ①北寮寮委員長：直ちに選挙を行う。

②副寮委員長：北寮寮委員長が後任立候補者を推薦し選挙を実施する。有権者数の2分の1を超える承認表をもって当選とする。

なお、後任立候補者は現職の役員から選出してもかまわないものとする。

③寮係長：寮係員が後任を務める。

④議長、副議長：次席の役員（議長に対する副議長、副議長に対する書記）が後任を務める。

第8条 規約則第59条に基づき、査問会議に関して以下のように定める。

(a) 査問会議は寮委員長がこれを召集し、議事をつかさどる。

(b) 寮委員の2分の1を超える請求があったとき、またはフロア会議において当該階寮生の2分の1を超える査問請求があったとき

(c) 査問会議には次のものが出席しなくてはならない。

①査問対象者 ②寮委員長 ③副寮委員長 ④請求者代表

⑤大学当局者 ⑥その他必要な人物

(d) 北寮寮委員長は、会議中には対象者と請求代表にと弁論の機会を与えるとともに、対象者の処遇に関する寮委員会の公式見解を大学当局に伝え、必要ならば処分を求める嘆願書を大学当局に提出しなくてはならない。

第9条 規約則第64条に基づき、寮自治会費について以下のように定める。

(a) 寮自治会費は、月あたり2,000円とし、4月、および10月に半年分をまとめて徴収する。ただし、入寮してより半年分の寮費は、会計係に直接納入すること。

(b) 寮生が途中退寮する場合、退寮期日までに本人からの申請があれば、2,000円に本来の入居期限までの月数（小数点以下切捨て）を乗じた金額を返却する。

本規則は平成15年6月1日より施行され、平成18年7月に若干の修正が加えられた。

以上ほか、生活自治のために寮施設、およびシャワー施設の清掃などを当番制でおこなっています。

これら及びフロア会議への不参加は規則第59条の対象となるおそれがあります。

また、朋鷹寮北寮では歓迎会・運動会等のイベントを多く開催しています。寮生間の親睦を目的としたイベントでもあり、新入寮生の参加を願います。

東京海洋大学朋鷹寮 南（女子）寮 生活自治規約

第1章 総則

- 第1条 東京海洋大学朋鷹寮本規約は、南（女子）寮で生活する者同士が、快適に生活する為に南寮全ての寮生をもって構成する。
- 第2条 本規則の基本理念は東京海洋大学学生寮規則に基づくものとし、寮生活の向上と寮生の総意の実現を目的とする。

第2章 構成

第1節 寮自治委員会

- 第3条 寮自治会への加入は全ての寮生の権利、且つ義務とする。
- 第4条 寮生は入寮後直ちに本自治会へ加入しなければならない。
- 第5条 第4条より、これ以降、本規則において寮生を寮自治会員と同義に扱う。
- 第6条 寮生は、本規則に違反せざる限り、学年、学籍、人種、国籍等に関わらず平等の権利を有し、且つ義務を負う。
- 第7条 寮生が退寮する際、自動的に本自治会からも脱退するものと扱う。

第2節 会議

- 第8条 本自治会の運営のため、南寮に以下の機関を置く
①臨時（女子）寮生大会 ②フロアミーティング ③寮委員会 ④選挙管理委員会

臨時（女子）寮生大会

- 第9条 寮生大会は本自治会の最高意思決定機関であり、寮生は本大会に出席する権利と義務を有する。
- 第10条 次の場合、14日以内に臨時寮生大会を招集しなければならない。
① 女子寮長からの要請があったとき
② 寮委員の3分の2以上の要求があったとき
③ フロアミーティングにおいて、臨時寮生大会開催請求が2箇所以上で議決されたとき
④ 女子寮生の4分の1以上の署名による要求があったとき
- 第11条 女子寮生大会は女子寮生の3分の2以上の出席で成立する。出席不可能の場合は所定の委任状を提出しなければならない。なお、委任状は大会成立を判断する際には出席数に含む。
- 第12条 議決は多数決をとり、賛否同数の場合は女子寮長が決定する。なお、委任状は採決時には出席数に含まない。
- 第13条 以下の事項に関しては、女子寮生大会の議決を経なければならない。
① 本自治会規約の改正
② 公選された役員の罷免
③ その他寮の生活に関する重要事項

フロアミーティング

- 第14条 フロアミーティングは寮生大会を補完する決議機関であり、各階での議決を集約して女子寮生の総意とすることができる。
- 第15条 フロアミーティングは階長がこれを招集し、議決を司る。
- 第16条 フロアミーティングは祝日、長期休暇時を除く毎月第2、第4水曜日の22:30に開催する。出席不可能の場合は所定の委任状を各階係委員（階長）に提出しなければならない。
- 第17条 寮委員長からの要請があったとき、階長は7日以内に臨時フロアミーティングを招集しなければならない。

- 第 18 条 階長はフロアミーティング議事録を作成し保管すると共に、議決結果を寮委員会に報告しなければならない。
- 第 19 条 フロアミーティングは各階寮生の 3 分の 2 以上の出席で成立する。
- 第 20 条 議決は多数決をとり、賛否同数の場合は階長が決定する。
- 第 21 条 以下の事項に関しては、フロアミーティングの議決を経なければならない。
- ① 階長の任免
 - ② 臨時寮生大会開催請求
 - ③ 査問請求
 - ④ その他寮の生活に関する事項

委員会

- 第 22 条 寮委員会は、各種寮係長・係員から構成される本自治会の執行機関である。
- 第 23 条 寮委員会の部局の構成ならびに業務分担は以下のとおりである。
- ① 執行：寮委員会を統率し、寮の代表として対外的な活動を行う。
 - ② 総務：車両入構および寮内施設の管理を行う。
 - ③ 会計：寮費、互助積立金の徴収と管理を行う。
 - ④ 厚生：清掃の実施と点検、清掃道具やゴミ箱・ゴミ捨て場の管理を行う。
 - ⑤ 文化：寮生の親睦を深めるための行事を開催する。
- 第 24 条 女子寮委員会は祝日、長期休暇時を除く毎週水曜日 20：30 から定例会を開催し、そこでの重要決定事項をフロアミーティングへ報告し、活動状況の周知に努めなければならない。
- 第 25 条 寮委員は祝日、長期休暇時を除く毎週水曜 21 時から男女合同寮委員会を開催し、生活自治の調和につとめなければならない。

第 3 節 役員

- 第 26 条 本自治会の運営のため、南寮に以下の役員を設ける。
- ①寮長（執行係長）・副寮長（総務係長）
 - ②寮係長・係員（階長・選挙管理委員を兼任）
- 第 27 条 役員の任期は 6 ヶ月とし、前期 6～11 月、後期 12 月～5 月とする。
- 第 28 条 係長は、毎週水曜日 21 時からの男女混合の寮委員会に出席、係員は各階のフロア長を兼任して生活自治の取り締まりに努めることとする。

第 4 節 選挙

- 第 29 条 女子寮委員の選考には、院生、専攻科、学部 4 年生を除く入寮半年以上、寮委員を 2 回以上努めていない女子寮生を全員対象とする。ただし、後期寮委員の選出の際は、退寮によって、就任期間を努められない寮生は選考対象からはずされる。
- 第 30 条 寮委員は各階から 2 名ずつ選出する。各階係員が選挙管理委員を務め、4 月と 10 月の第 2 週目のフロアミーティングで各階ごとに選挙を行う。立候補者含め選挙の結果、得票数第 1 位を係長、第 2 位を係員候補とし、第 3 週目に役職を決定し、公示。第 4 週目のフロアミーティングにて、就任の可否を選挙で問い、全女子寮生の 3 分の 2 以上の賛成が得られて就任とする。
- 第 31 条 公示の 6 ヶ月前から入寮している寮生は、選挙権を有する。
- 第 32 条 公選された女子寮委員に対して、女子寮生大会において 3 分の 2 以上の不信任が決議された場合、10 日以内に改選されなければならない。

第 3 章 運営

第 1 節 規律

- 第 33 条 寮生は互いに人格を尊重し、共同生活の自覚を失わぬように努めなければならない。
- 第 34 条 寮生の行為が他人または公共の施設に迷惑・危害を及ぼし、寮生活の秩序を乱す場合、寮委員会は所定の手続きにより、その者を対象にした査問会議を開催することができる。

第 35 条 査問会議は寮委員の 2 分の 1 を越える請求があった時、またフロアミーティングにおいて当該階寮生の 2 分の 1 を越える査問請求があったとき、7 日以内に招集しなければならない。

第 36 条 査問会議には次の者が出席しなくてはならない。

①査問対象者 ②寮長 ③副寮長 ④請求代表者 ⑤その他必要な人物

第 37 条 寮長は、会議中には対象者と請求者代表とに弁論の機会を与えるとともに、対象者の処遇に対する寮委員会の公式見解を大会当局者に伝え、必要ならば処分を求める請願書を大学当局に提出しなければならない。

第 38 条 寮生は各階でのフロアミーティング、清掃当番は必ず参加し、細則については各階ごとに定めるものとする。

第 39 条 寮費を 3 ヶ月滞納した寮生は退寮処分となる。

第 40 条 女子寮の意見箱に投書する際は、部屋番号・氏名・連絡先を添えることとする。

第 41 条 事前に退寮することがわかっている寮生は、2 ヶ月前までに各階係員に申し出なければならない。

第 2 節 防犯対策

第 42 条 シャワー室を利用する際には、以下のことを守らなければならない。

- ① 名前を記入した履物を用意し、シャワー室を利用する際には、其の履物で移動する。
- ② シャワー室を利用する間は、入り口のアコーディオンカーテンを閉める。
- ③ シャワー室の使用が終わったら、足ふきマットを棚にかけ、ガス・電気を消す。
- ④ シャワー室から出る時は、他に利用者がいなければ、アコーディオンカーテンを開け、電気を消す。

第 43 条 夜間、廊下・階段の電気はつけたままにし、朝、明るくなるまでは消さないようにする。

第 44 条 寮内で寮生に会った時は必ず挨拶をする。

第 45 条 1 週間以内にわたる長期の外出には不在届を事務室に提出すること。

第 46 条 南寮入り口の鍵を紛失した場合は、罰金 ¥30,000 を課す。

第 47 条 廊下・談話室の窓は開けたら必ず閉める。

第 3 節 自衛消防団

第 48 条 朋鷹寮には自衛消防隊が存在し、万が一、寮内で火災が起きた際には、北（男子）寮と協力して速やかに対応しなければならない。

第 49 条 自衛消防隊は以下のとおり組織され、任務を遂行する。

- ① 隊長（寮長）：消防隊の総括
- ② 副隊長（副寮長）：隊長の補佐、隊長に事故ある時の職務代行
- ③ 連絡班（総務係）：隊長支持の伝達、大学への出荷報告
- ④ 消化班（厚生係及び 4～5 階居住者）：消火器具による初期消火
- ⑤ 救護班（文化係及び 1～3 階居住者）：負傷者の救護及び応急措置

第 50 条 実際に火災が起こった際には以下の対応を行う。

- ① 火災を発見したときは、火災報知器により全寮生に知らせ、初期消火をするとともに避難誘導を行うこと。
- ② 火災を発見した時は、守衛所及び学生課学生係に連絡すること。
- ③ 到着した消防署職員等に情報を提供すること。

東京海洋大学海王寮自治会規約

(趣旨)

第一条 この規約は、東京海洋大学海王寮(以下「海王寮」という。)の自治会の運営及びその他必要な事項について定める。

(目的)

第二条 本自治会は、海王寮に居住する者(以下「会員」という。)に生活の場及び教育の場としての寮生活を提供し、会員が生活の面及び人間性の面における豊かさを獲得することを目的として活動するものとする。

(所在地)

第三条 本自治会を東京海洋大学海王寮内に置く。

(会員)

第四条 会員は、社会通念上の常識を遵守する者とする。

2 会員は、本規約を遵守するとともに、自治会活動に参加する義務を負う。

(役員)

第五条 自治会に次の役員を置く。

- 一 寮長：1人。本会を代表する。
- 二 フロア長：17人。各フロアを代表する。
- 三 副寮長：1人。寮長を補佐し、寮長が不在の時はその職務を代行する。
- 四 書記：2人。庶務を担当する。
- 五 会計：2人。会計を担当する。
- 六 渉外：2人。外部団体等との連絡を担当する。
- 七 行事：2人。清掃を除く自治会行事の準備及び運営を担当する。
- 八 美化：4人。寮全体の清掃の統括をする。
- 九 施設設備：2人。寮施設・設備の状況を把握、報告する。
- 十 駐輪管理：2人。二輪車の駐輪管理を担当する。
- 十一 選挙管理：3人。寮長選挙の管理及び運営を行う。
- 十二 会計監査：2人。予算及び決算の監査する。

(役員を選任)

第六条 役員を選任に関して次のように定める。

- 一 寮長は、寮生大会においてフロア長の中から選出する。
- 二 フロア長は、フロア会議において会員の中から選出する。
- 三 寮長に選任されたフロア長のフロアでは、フロア会議により再びフロア長を選出する。
- 四 副寮長、書記、会計、渉外、施設設備、駐輪管理、行事及び美化の各役員は、各フロア長の互選による。
- 五 選挙管理及び会計監査の役員は、寮生大会において会員の中から選出する。
- 六 寮長、選挙管理、会計監査の各役員はフロア長を兼務することはできない。
- 七 役員を選任及び辞任に関して必要な事項は、別に定める。

(役員任期)

第7条 役員任期は、10月1日から翌年9月30日までの1年とし、再任を妨げない。

2 補欠により再任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が選任されるまでは、その任務を行わなければならない。

(会議)

第8条 本自治会に次の会議を置く。

- 一 寮生大会
- 二 フロア会議
- 三 寮務委員会

(寮生大会)

第9条 寮生大会(以下「大会」とする)は自治会の最高議決機関である。

2 大会では次の事項を審議決定する。

- 一 寮長を選任に関する事。
- 二 自治会の活動及び運営に関する事。
- 三 規約の改正に関する事。
- 四 諸規則の制定及び改廃に関する事。
- 五 予算及び決算の承認に関する事。

3 大会は定期大会及び臨時大会からなり、定期大会は4月、7月及び10月に、臨時大会は寮長

が必要と認めた場合に、開催される。

4 大会は定期大会及び臨時大会からなり、寮長が招集する。

5 大会の議長は、寮長がこれを行う。

6 大会は会員総数の三分の二以上の出席により成立し、議決は出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、再度審議の後、改めて議決を行う。

(フロア会議)

第10条 フロア会議は、各フロアに必要な事項に関する協議を行う。

2 フロア会議は、フロア長がこれを招集する。

3 フロア会議の議長は、フロア長がこれを行う。

4 フロア会議は、構成員の過半数以上の出席により成立する。

5 フロア会議は、毎月開催するものとする。ただし、フロア長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(寮務委員会)

第11条 寮務委員会は、大会の決定に基づき、自治会を運営する。

2 寮務委員会は、寮長、副寮長、書記、会計、渉外、施設設備、駐輪管理、行事及び美化の各役員で構成する。

3 寮務委員会は、寮長がこれを招集する。

4 寮務委員会の議長は、寮長がこれを行う。

5 寮務委員会は、構成員の三分の二以上の出席により成立する。

(行事)

第12条 自治会は本規約第2条に基づき、自治会行事の開催及び自治会参加行事への参加を行わなければならない。

2 会員は、自治会によって指定された自治会行事及び自治会参加行事へ参加しなければならない。

3 次の行事を自治会行事とする。

一 寮生大会

二 フロア会議

三 フロア掃除

四 寮庭清掃

五 大掃除

六 防災訓練

七 その他自治会が認めた行事

4 次の行事を自治会参加行事とする。

一 春季及び冬季カッター訓練

二 大学祭

三 その他自治会が認めた行事

(懲戒)

第13条 会員が本規約に反する行為を行った場合、自治会は本規約に規定された範囲内で、当該会員に対し適切な処置をとることができる。

2 会員が次の各号の一に該当し、自治会が必要と認めたとき、大学当局に対して退寮処分の要請を行うことができる。

一 自治会行事及び自治会参加行事を、病気、忌引、交通機関の事故、火災、風水害等による罹災、学業の都合等の止むを得ない理由なくして、単一年度中に10回以上欠席した場合

二 会員もしくはその関係者の行為が、他人または公共の施設に迷惑・危害を及ぼし、寮生活の秩序を乱す場合

3 自治会が大学当局に対して退寮処分の要請を行う場合、関係者に対して聴取を行い、当該行為の軽重のほか、本人の性質および平素の行状、行為の他の学生に与える影響、処分の本人および他の学生におよぼす訓戒的効果等の諸般の要素について、第2条に照らし合わせ十分検討しなければならない。

(経費)

第14条 自治会の収入は、会費、寄付金及びその他とする。

2 会員は、自治会費を納めなければならない。

3 中途退寮の場合、自治会費の返還は行わない。

4 経費に関して必要な事項は、別に定める。

(会計年度)

第15条 会計年度は、10月1日から翌年9月30日までとする。

2 会計年度が終了した時は、速やかに決算を行い会計監査により監査を受けて、大会の承認を受けなければならない。

(規約の改正)

第 16 条 本規約の改正は、大会において出席した会員の三分の二以上の賛成によるものとする。

附 則

1 この規約は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。